

【住民基本台帳閲覧申請者の公表】

住民基本台帳法により、閲覧者の公表が年に1回義務付けられており、下表のとおり公表します。

閲覧できる対象者は、国か地方公共団体、個人か法人で調査研究の成果を社会に還元する団体などに限られています。

□問い合わせ 市民課（内線148）

□個人や法人による閲覧請求（令和5年10月1日～令和6年9月30日）

閲覧申請者	閲覧日	閲覧の目的	閲覧の範囲	委託者
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和5年10月11日	調査の対象者名簿作成のため	長島町中野 307～ 65 歳以上の男女	内閣府政策統括官
(株) 中部タイムエージェント 代表取締役 丹野 一成	令和6年5月1日	第47回県政世論調査及び 県政モニター抽出の対象者 抽出のため	恵那全域	岐阜県知事 古田 肇